

第3回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成30年6月27日(水) 17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：グローバルベンチャーハビタット(GVH)大阪 (グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC7階)
(大阪府大阪市北区大深町3-1/ グランフロント大阪北館1階 TULLY'S COFFEE 奥のタワーC オフィス用エレベータで7階へお越しください)

17:00～18:00

セミナーⅠ

今こそ進める!『働き方改革』求職者が魅力を感じる企業とは!? ～ 採用のあり方と従業員の定着を考える ～

従業員がなかなか定着しない、労働環境を良くしたい、募集しても人が来ない、次世代を担う人材がない…。人口減少に伴う“人手不足”は、企業にとって年々深刻な問題となっています。「採用の自由」や「労働条件の設定・変更」について、雇用指針に沿って解説の上、働きやすい職場づくりを実現するための「働き方改革」について、事例を踏まえて解説します。顧客・従業員・求職者にとって、魅力のある企業づくりを目指していきましょう!

【講師】特定社会保険労務士(センター相談員) 杉森 隆志
「明るいまらいの職場づくり」を目指し、企業の組織活性化・働き方改革に取り組む労務コンサルタント。社内規程整備、補助金・助成金手続き、残業・解雇問題を手がける傍ら、厚生労働省委託事業として「育休プランナー」「介護プランナー」「女性活躍推進アドバイザー」等を歴任。男女ともに働きやすい職場環境づくりのため、関西から沖縄まで200件以上の企業支援の実績をもつ。

18:00～19:00

セミナーⅡ

『働き方改革』と労働法務 ～ 採用から労働条件の変更まで ～

いざ、「働き方改革」の実現へ。採用の場面で、労働条件をどのように定めれば、働きやすさが実現するのか。ミスマッチを防ぐ努力と「採用の自由」の関係は。雇用指針に沿って裁判例なども踏まえながら、働き方改革を実現する際に知っておくべき労働法の知識や留意点を分かりやすく解説します。

【講師】弁護士(センター相談員) 寺田 有美子
Global Ventures Habitat (GVH) 大阪サポーター会員。米国カリフォルニア州シリコンバレーにてベンチャー起業家育成プログラムにメンターとして参加。現在も、ベンチャー企業の法務支援に携わる。大阪弁護士会中小企業支援センター協力弁護士。各種団体、勉強会等から依頼を受け、講師・講演多数。「わかりやすさ」を大切に、「現場で使える法務」の浸透を目指す。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】特定社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成30年6月26日(火)

WEB

<https://kecc.jp>



FAX

06-6371-3195

第3回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区
「雇用労働相談センター」事務局

TEL : 06-6136-3194 FAX : 06-6371-3195 E-mail : info@kecc.jp
〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル 8階 K827号室
相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)